

改正の概要

1 趣旨

再生土の適正な埋立てを確保するため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下「条例」という。）が、平成30年9月定例県議会において可決・成立し、4月1日から施行されることとなったことから、条例と整合を図り、また、条例と相まって、再生土の埋立て等による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害発生を未然に防止することを目的に、埋立てを行う者に対し指導を行うため、必要な改正を行いました。

2 改正の概要

- (1) 条例の規定と重複する項目を削除、文言を含め整理しました。
- (2) 販売事業者の責務を追加しました。
- (3) 製造事業者及び販売事業者の責務として、販売する再生土の性状等を定期的に確認すること及び再生土を購入する者に対し、当該再生土の性状等に係る情報を提供するものとなりました。
- (4) 再生土の埋立て等を行う者に対し、定期的に土壌の地質検査を行い、知事に報告するものとなりました。
- (5) 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等に供する区域の住民及び管轄する市町村長に対して説明を行うものとなりました。

3 パブコメ後の変更点

住民説明及び市町村長説明の適用除外の規定について、削除しました。

○変更の理由

都市計画法第29条に規定する開発行為及び宅地開発事業等の基準に関する条例第3条第1項の規定による届出にあたり、本指導指針で規定する住民説明・市町村長説明と同等の制度が担保されているものではなかったため。